

令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加公募について

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00546.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

会見・報道・お知らせ

>

公募情報

> 令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加公募について

令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加公募について
令和8年7月23日

以下のとおり、「令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の追加公募を開始いたしましたので、お知らせします。

（１）公募期間

追加公募開始：令和8年7月23日（木曜日）

追加第1回申請期限：令和8年8月10日（月曜日）12時まで

追加第2回申請期限：令和8年9月11日（金曜日）12時まで

（２）公募要領等

詳細については、以下の公募要領等をご覧ください。

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業公募要領（追加公募）

(PDF:563KB)

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業審査要項（令和8年2月13日文部科学省初等中等教育局長決定）（令和8年7月23日一部改正）(PDF:179KB)

様式1-1_申請書事業計画書（都道府県）(Word:49KB)

様式1-2_申請書事業計画書（各拠点）(Word:53KB)

様式2_所要額整理表 (Excel:82KB)

様式3_施設・設備の整備・活用コンセプトシート (PowerPoint:88KB)

様式4_事業計画の概要資料 (PowerPoint:771KB)

様式5_地域連携・協働による学力向上・学習支援の取組概要 (PowerPoint:772KB)

様式6-1、6-2_参考データ整理表 (Excel:71KB)

様式7_申請書の修正箇所整理表 (Excel:30KB)

様式8_記載漏れ等チェックリスト (Word:31KB)

お問合せ先

初等中等教育局高等学校振興課

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（初等中等教育局高等学校振興課）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

令和 7 年度 産業イノベーション人材育成
等に資する高等学校等教育改革促進事業
公募要領（追加公募）

令和 8 年 7 月 文部科学省 初等中等教育局

目次

1. 目的・背景	3	(4) プロジェクトチームの具体的な役割	12
(1) 目的	3	(5) スクール・ポリシー等に基づく学校運営・教育活動の具体化、改善・公表等	12
(2) 背景	3	(6) 企業・大学等との連携・協働	13
2. 改革促進事業の実施主体	4	(7) 取組・成果の他校への普及	13
3. 改革促進事業計画の作成	4	(8) 地域連携・協働による学力向上・学習支援	13
4. 改革促進事業計画に盛り込む内容 ..	4	5. その他の留意事項(重複申請の制限等)	14
【都道府県の体制整備等】(都道府県ごとに作成)	6	6. 国庫補助の規模(補助上限額)	14
(1) 都道府県の教育・社会課題の構造分析(課題設定)	6	7. 補助対象の範囲	14
(2) 改革先導拠点の構成等	6	8. 審査方法等	15
①改革先導拠点の学校種等	6	(1) 審査手順	15
②改革先導拠点の数	6	(2) 委員会による意見	15
(3) 改革目標を実現するための協力校 ..	9	(3) 審査の観点	15
(4) 事業の意思決定・推進体制	9	9. 申請手続	16
①改革促進事業計画の検討体制(戦略・企画段階)	10	(1) 提出書類	16
②事業の実施体制(実行・運用段階)	10	(2) 申請期限・提出先	16
(5) 都道府県全体のプロジェクト推進体制	10	(3) 留意事項	17
(6) 取組・成果の他校への普及	11	(4) 当面のスケジュール	17
(7) 高等学校教育改革実行計画の検討体制	11	10. 採択後の事業実施・管理	17
【改革先導拠点ごとの具体的計画】(改革先導拠点ごとに作成)	11	(1) 事業計画の変更	17
(1) 事業計画期間内の具体的な取組内容	11	①重要な変更(承認事項)	18
(2) 改革先導拠点ごとの改革目標 ..	12	②軽微な変更(届出事項)	18
(3) 教師の資質・能力向上と持続可能な執務環境の構築	12	(2) 事業の進捗状況報告等	18
		(3) 財産処分等の制限	18

令和 7 年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業 公募要領（追加公募）

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業公募要領（以下「本追加公募要領」という。）は、高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱（令和 7 年 12 月 26 日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）及び「高等学校等教育改革促進基金管理運営要領」（令和 7 年 12 月 26 日文部科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）の第 2（1）及び（2）に定める都道府県が行う基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費の国庫補助に当たり、都道府県が作成する改革促進事業計画に盛り込む内容（運営要領別添第 3（2））、国庫補助の規模、補助対象の範囲、審査方法等、申請手続等について定めるものです。

1. 目的・背景

（1）目的

2040 年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N・E・X・T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」（以下「グランドデザイン」という。）の確実な実装を図ることが必要です。

本事業では、各都道府県において今後本格化する「高等学校教育改革実行計画」の策定や推進に先立ち、教育内容の抜本的改革と、それを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）を先行して創設し、その取組・成果を地域全体へ普及させるパイロットケースを構築することを目的としています。

（2）背景

令和 7 年 11 月の経済対策¹には、「いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から 2025 年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン 2040（仮称）」に沿った緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する」ことが盛り込まれ、令和 7 年度補正予算では、都道府県に基金を造成し改革を先導する拠点のパイロットケースを創出するための補助事業（本事業）に係る予算が盛り込まれました。

¹ 『『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～』（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）

このような中で、文部科学省は、令和8年2月にグランドデザインを策定し、2040年に向けた3つの視点に基づく高校改革の方向性や、改革を先導する拠点の在り方等をお示ししています。

このような背景を踏まえ、この度、本事業の公募を実施することとしたものです。

2. 改革促進事業の実施主体

運営要領第3に定める改革促進事業（以下、単に「改革促進事業」という。）の実施主体は、都道府県とします。

都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）と連携して改革促進事業を実施する場合には、改革促進事業の実施主体に市町村を含めることができるものとします。

3. 改革促進事業計画の作成

都道府県は、運営要領第2（3）に定める基金管理事業計画の範囲内で改革促進事業計画を作成するものとします。

改革促進事業計画を作成する際には、本事業の原資が令和7年度補正予算で措置されたものであること等を踏まえて、可能な限り早期の事業実施に取り組むことを原則とします。

4. 改革促進事業計画に盛り込む内容

改革促進事業計画には、グランドデザインにおいて示す3つの類型※の全てについて改革先導拠点を設定した上で、以下に記載する内容を盛り込んでください。本事業は、教育改革を先導する公立の高等学校等を創出し、あわせて、その取組・成果を域内の他校（私立学校を含むことができる。以下同じ。）に普及させることを目的とした補助事業です。

グランドデザイン3.（2）に記載のとおり、改革先導拠点は全国及び都道府県全域の改革を牽引することが求められるため、挑戦的な取組や試行錯誤がなされることも想定していますので、意欲的な事業計画となるよう検討をお願いします²。

² 国においてこれまでに実施したマイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）、新時代に対応した高等学校改革推進事業、各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業等の成果を十分に踏まえた事業計画とすることが求められます。また、取組の一環として、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援や、留学支援を含むグローバル人材育成支援などについても取り組むことも考えられます。

※ 3つの類型

区分	名称	改革先導拠点像 ³
類型 1	アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援	グランドデザインの3.(1)①で示された「専門高校の機能強化・高度化（アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成など）」を実現するため、地域の産業界や大学等と連携・協働した職業教育（総合学科を含む。）における人材育成機能の強化に向けた取組等のパイロットケースとして、未来を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成の取組を早期に実現し、域内の高等学校等の教育改革を先導する高等学校等
類型 2	理数系人材育成支援	グランドデザインの3.(1)②で示された「普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化（文理の双方の素養を有する人材の育成など）」を実現するため、探究・文理横断・実践的な学びを重視し、地域の高等教育機関との連携・協働の強化等による理数系教育に重点を置いた学科等のパイロットケースとして、未来を担う理数系人材育成の取組を早期に実現し、域内の高等学校等の教育改革を先導する高等学校等
類型 3	多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保	グランドデザインの3.(1)③で示された「地理的アクセス・多様な学びの確保」を実現するためのパイロットケースとして、多様な学習ニーズに対応した教育機会を確保する取組を早期に実現し、域内の高等学校等の教育改革を先導する高等学校等

³ 令和7年12月5日（金）に実施した「高校から大学・大学院までを通した人材育成システム改革に向けた、都道府県及び市町村教育委員会教育長等会議」の配布資料における、改革を先導する拠点における取組例等も参考としてください。

【都道府県の体制整備等】（都道府県ごとに作成）

（１）都道府県の教育・社会課題の構造分析（課題設定）

全国及び各都道府県の人口動態、産業構造の変化を踏まえて、地域別就業構造の推計と高校学科構成の乖離、人口の将来推計などの客観的なデータ（エビデンス）を活用しつつ、都道府県における人材育成上の課題や全ての生徒に対する学びの選択肢の確保に関する課題のうち、早急に取り組む必要があり、３つの類型の方向性に合致する課題を設定してください。課題設定の際には、「少子化は進んでいる」といった一般的な事象だけではなく、それらが及ぼす将来的なリスクや、解決すべき構造的な課題を記述してください。

その上で、設定した課題に対し、本事業をどのように活用して解決を図るかについて、グランドデザインや都道府県の上位計画（今後策定予定の高等学校教育改革実行計画や産業振興ビジョン等）との関係も踏まえて記載してください。

（２）改革先導拠点の構成等

①改革先導拠点の学校種等

改革先導拠点の対象は、公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部））とします。

複数学科を併置する学校では、特定の学科のみならず、複数の学科が連携した取組を行うことも可能です。また、全日制・定時制・通信制を併設する場合には、全日制のみ、定時制のみや通信制のみでの取組も可能とします。ただし、別科や専攻科のみでの取組は不可とします。

高等学校等の生徒の学びに直接関わる活動を実施する、教育委員会が設置する機関（遠隔授業のための拠点、実験・実習のための拠点等を想定。以下「遠隔拠点等」という。）を整備する場合には、当該遠隔拠点等も改革先導拠点として取り扱うことができるものとします。

②改革先導拠点の数

各都道府県からの申請は、グランドデザイン３．（２）に基づき、全ての類型について取組を行う改革先導拠点を一つは創出することを目指し、各類型１拠点ずつ合計３拠点の提案を基本とします。

一つの改革先導拠点で、複数の類型の取組を実施することも可能とし、三つの類型に係る取組を実施できる場合には、各都道府県から１拠点又は２拠点の提案であって

も可とします。

同じ類型の中で複数拠点の提案を行う場合、改革先導拠点の設置目的や改革目標（以下、単に「改革目標」という。）の内容が異なっていれば、追加で提案できることとし、この場合は最大4拠点までの提案を認めます。

分校は1拠点として取り扱うこととし、市町村立の高等学校等を改革先導拠点とする場合にも、上記拠点の数の中で提案してください。

なお、第1回から第3回申請に係る審査の結果採択された改革先導拠点（以下、「既採択拠点」という。）のある都道府県における提案は、既採択拠点をあわせて上記の数を整理してください。

（改革先導拠点の構成イメージ①）

※各類型1拠点ずつ計3拠点で取組を行う場合



A 校
類型 1



B 校
類型 2



C 校
類型 3

（改革先導拠点の構成イメージ②）

※B校において類型2と類型3に関する取組を行う場合



A 校
類型 1



B 校
類型 2・3

(改革先導拠点の構成イメージ③)

※類型 1 として、農業の 6 次産業化に向けた人材育成に関する改革目標の実現を A 校農業科で目指す場合と、医療 DX 分野の看護師育成に関する改革目標の実現を D 校看護科で目指す場合

※C 校分校も 1 拠点として取り扱う



A 校農業科
類型 1



B 校
類型 2



C 校分校
類型 3



D 校看護科
類型 1

(改革先導拠点の構成イメージ④)

※類型 1 として、スマート養殖の人材育成に関する改革目標の実現を A 校水産科で目指す場合と、半導体製造分野の人材育成に関する改革目標の実現を D 校工業科で目指す場合。さらに、D 校工業科において類型 2 及び 3 に関する取組を行う場合（B 校及び C 校とは異なる改革目標を設定）



A 校水産科
類型 1



B 校
類型 2



C 校
類型 3



D 校工業科
類型 1・2・3

(改革先導拠点の構成イメージ⑤)

※類型 1 として、観光ビジネス分野の人材育成に関する改革目標の実現を A 校商業科で目指す場合と、介護 DX 分野の人材育成に関する改革目標の実現を C 校福祉科で目指す場合と、AI 活用にかかる人材育成に関する改革目標の実現を D 校情報科で目指す場合。類型 3 として、地域資源を活かした学びに関する改革目標の実現を C 校福祉科で目指す場合と、遠隔教育を活用した学びに関する改革目標の実現と D 校情報科で目指す場合。さらに、D 校情報科において類型 2 に関する取組を行う場合（B 校とは異なる改革目標を設定）



A 校商業科
類型 1



B 校
類型 2



C 校福祉科
類型 1・3



D 校情報科
類型 1・2・3

(3) 改革目標を実現するための協力校

改革先導拠点が、改革目標を実現するために必要不可欠な他の学校等を「協力校」として設定することができます。この場合においては、改革先導拠点と協力校とが、教育委員会も含めて事業の進捗状況等について、確認し、改善を図る仕組みを取り入れ、他校への普及の先導となる取組としてください。

(4) 事業の意思決定・推進体制

本事業が、教育委員会のみならず、首長・関係部局等、地域の産業界や高等教育機関等と一体となって推進されるよう、以下の①・②の 2 つの段階における意思決定・推進体制を構築・記載してください。なお、体制の構築に当たっては、地域人材育成構想会議や地域構想推進プラットフォーム等の既存の協議体・ネットワークを積極的に活用し、外部の意見が実質的に反映される仕組みとしてください。

(参考) グランドデザイン 抄

(2) 高校改革の先導拠点の創設等

＜関係者間の連携・協働＞

- ・実行計画の策定はもとより、改革先導拠点の検討に当たっては、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえたものとなるよう、総合教育会議等を活用し、首長だけでなく、関係部局、大学、地域の関係者

や産業界も関わること

- ・実行計画はもとより、改革先導拠点の具体的運用については、広域的には地域人材育成構想会議や地域構想推進プラットフォームなどを、各学校レベルではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などを活用し、産業界、首長部局、大学関係者、地域団体などが参画する協議体において、地域の人材育成方針や課題を共有し、それぞれの役割分担を明確にして、取組に生かすこと。具体的には、教育の充実にとどまらず、卒業後の進路（進学・就職等）も意識した産業界や大学等における各取組と連動したものとする。あわせて、これらの取組をあらかじめ公表することにより、生徒や保護者が進学する高校の選択に当たって、将来設計に向かって具体的な道筋を描けるようにすること。

①改革促進事業計画の検討体制（戦略・企画段階）

本申請に至るまでの間、どの高等学校等を改革先導拠点とし、どのような目標（育成する人材像等）を設定するかについて、どのような体制で、どのように決定したかを記載してください。

※総合教育会議等を活用し、知事部局（首長）、産業界、大学等の外部関係者が、構想段階から参画し、地域課題と教育改革の整合性が担保されていること。

※会議体等の設置が本申請までに間に合わない場合においても、どのように意見集約を図って改革促進事業計画を策定したのかについて具体的に記載すること。

②事業の実施体制（実行・運用段階）

事業計画の採択後、着実に実行に移すためのプロジェクトマネジメント体制（責任者、実務担当者、会議体）を記載してください。

※検討段階で関与した外部関係者が、事業計画の採択後も継続してモニタリングや改革先導拠点に対する支援等に関与する仕組みとなっていること。

（５）都道府県全体のプロジェクト推進体制

本事業は各都道府県における全庁的なプロジェクトとして推進されることを期待しているため、教育委員会と知事部局（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部、健康福祉部等）が一体となった体制を構築する必要があります。この推進体制（参画する部局名及び具体的な役割・提供リソース）について記載してください。

教育委員会の各課室だけではなく、知事部局の各部局についても、具体的役割を記載してください。

記載例：

- ・教育委員会高校教育課：
人事配置、企業実習や大学での活動を単位認定するためのガイドライン作成、特別免許状の発行手続の緩和、学校現場におけるトラブル対応・進行管理
- ・教育委員会〇〇課：

既存校舎の機能向上に係る設計、積算の技術的支援、電源・通信インフラ増強工事の施工管理、建築基準法・消防法等への適合性確認

- ・ 商工労働部〇〇課：

県内工業団地等の連携企業（インターン先）の新規開拓、県内企業の幹部を改革先導拠点の技術顧問として招へいするための交渉、商工会議所等を通じた本事業における成果（育成された人材）の県内企業への周知、中小企業診断士等、部局が所管する専門人材の講師派遣

- ・ 〇〇振興部（DX 関係）〇〇推進課：

改革先導拠点のネットワーク規制の特例緩和（サンドボックス環境の提供）、県全体の DX 戦略との整合性確保及びスタートアップ支援施策との接続

- ・ 農林水産部〇〇課：

県の農業技術センターや水産試験場等の実習施設としての供与、地元企業・団体（農協、漁協、加工業者、流通業者等）との講師派遣や実習のマッチング

- ・ 健康福祉部福祉人材育成支援課：

介護施設等における実習先や専門職による授業支援のマッチング

- ・ 〇〇部交通政策課：

改革先導拠点としての活動に必要な移動手段の確保に関する地域公共交通機関との連携

（６）取組・成果の他校への普及

都道府県として、改革先導拠点の取組・成果を、どのように域内の他校へと普及させるかについて、普及対象と想定する学校像や普及のための取組内容も含めて、具体的に記載してください。なお、普及先として域内の市町村立学校や私立学校も想定している場合には記載内容に盛り込むようお願いします。

記載する普及方略がどの類型に係るものであるのかも記載してください。また、普及対象の学校種及び学校数についても記載してください。

（７）高等学校教育改革実行計画の検討体制

高等学校教育改革実行計画の検討体制等を記載してください。

【改革先導拠点ごとの具体的計画】（改革先導拠点ごとに作成）

（１）事業計画期間内の具体的な取組内容

設定した課題に対して、どのような教育改革、指導体制構築、設備導入等を行うのか記載してください。

(2) 改革先導拠点ごとの改革目標

設定した課題に対して、改革先導拠点ごとに事業計画期間終了時点の「あるべき姿」を念頭に改革目標を設定し、それを測る指標（定量的及び定性的）を設定してください。

なお、以上の課題や指標については、グランドデザインとの整合を図るようにしてください。また、今後策定予定の高等学校教育改革実行計画の内容も見据えたものとするよう努めてください。

改革目標や指標については、改革先導拠点の取組に関するものに加えて、他校への普及に関するものも設けてください。

(3) 教師の資質・能力向上と持続可能な執務環境の構築

整備した施設・設備等や新カリキュラムを最大限に活用し、かつ持続可能な形で運用するため、教師の授業改善等の資質・能力向上方策と業務負担軽減方策について記載してください。

(4) プロジェクトチームの具体的な役割

本事業の実施・進捗管理を担うプロジェクトチームの構成員について、具体的に役割分担を記載してください。

例：

- ・ 総括責任者（事業の実現に中心的役割を果たすとともに責任を持つ者）：〇〇校長
- ・ 技術責任者（導入する高度設備の選定、カリキュラム監修を行う専門家）：株式会社××〇〇氏
- ・ 地域連携コーディネーター（企業へのアポイント、インターンシップのマッチング等を担う実務担当者）：NPO 法人〇〇氏
- ・ 教務・カリキュラム担当（時間割の変更や単位認定の実務を行う教員）：〇〇教頭
- ・ 事務・会計担当（複雑な委託契約や物品調達を処理する職員）：〇〇職員

(5) スクール・ポリシー等に基づく学校運営・教育活動の具体化、改善・公表等

グランドデザイン 2（1）（※以下抜粋）を踏まえ、校長のリーダーシップの下、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化を図り、学校評価等の活用による PDCA サイクルを徹底する方策（その際、生徒の学びの成果（学

びの定着度合いを含む）や課題の把握と教育活動の改善への反映、公表の仕組みの構築が必要）について記載してください。また、学校選択や生徒・保護者の学校理解に資する情報公開の促進を図り、高校教育の質の向上を確保する仕組みについて記載してください。あわせて、学校におけるDXの推進、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の仕組みの活用についても記載してください。

（参考）グランドデザイン 抄

2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

（1）視点1 不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長（視点1を実現するための取組の方向性）

学校をより魅力ある場にするため、校長のリーダーシップの下、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化を図り、学校評価等の活用によるPDCAを徹底する。その際、生徒の学びの成果^{（※6）}や課題を把握し、その結果等を学校の教育活動の改善に生かすとともに、公表する仕組みの構築が必要である。また、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため、一定の要件・基準による積極的な情報公開^{（※7）}の促進を図り、高校教育の質の向上を確保する仕組みづくりを検討する。

さらに、多様な教育ニーズへの対応と学校における働き方改革を両立する観点から、学校におけるDXの推進、コミュニティ・スクール^{（※8）}（学校運営協議会制度）の仕組みの活用が重要である。また、産業界、高等教育機関、地域団体等においては、学校との適切な連携・協働体制の下、教育の質の向上に向けた取組に参画していくことが期待される。

（※6）学びの定着度合いを含む。

（※7）学校の概要や活動状況、授業料等、生徒の進路の状況などについて公表することが求められる。

（※8）高校段階においては、学校運営協議会の構成員を各学校のスクール・ポリシーや教育活動に応じたものにする必要があり、産業界、大学、地域団体等と適切な協働体制を構築することが重要となる。

（6）企業・大学等との連携・協働

本事業の実施に際して何らかの連携・協働協定を結ぶ（又は結んでいる）場合には、協定名、企業・大学等名、内容の概要、契約時期について記載してください。

連携・協働協定等によらない協議体を設置する場合であっても、同様に、その概要について記載してください。

（7）取組・成果の他校への普及

改革先導拠点の取組・成果や整備した設備等を、どのように域内他校へ普及させるのか記載してください。また、普及対象の学校種及び学校数についても記載してください。

（8）地域連携・協働による学力向上・学習支援

放課後等を活用し、どの主体と連携・協働して、どのような学力向上・学習支援を行うか記載してください。

※既採択拠点又は提案する改革先導拠点のうち少なくとも1拠点以上において、放課後等を活用し、学校と地域（外部機関、地域人材、高等教育機関、NPO法人等）の連携・協働による生徒の学力向上・学習支援のための取組を実施してください。

5. その他の留意事項（重複申請の制限等）

他の補助制度等によって改革促進事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合等には、重複排除の観点から補助対象とはしません。なお、設定する改革目標を実現するために、改革先導拠点が、都道府県の独自財源や他の補助制度等を用いて、7. で定める補助対象経費の対象外となる取組を含めて実施することは可能です。

このほか、以下の取扱についても留意をお願いします。

・スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）：

SSH 指定校であっても改革先導拠点到設定することは可能です。ただし、改革先導拠点到設定に当たっては、本事業の目的と合致した改革目標を設定し、他校への取組・成果普及が期待できる取組を行うことが必要です。そのため、SSH での取組とは別に、新たな取組を実施することが必要であり、申請書においても切り分けが明確となるような記載を求めます。補助対象経費は明確に切り分けて整理してください。

・DX ハイスクール事業：

既に DX ハイスクール事業に採択されている学校が、本事業の改革先導拠点到として採択された場合には、DX ハイスクールの採択は取り消します。

6. 国庫補助の規模（補助上限額）

1 都道府県当たりの申請上限は既採択拠点到に係る内定済額を含め 62 億円程度とします。

※8. 審査方法等に記載しているとおり、審査委員会による審査の結果、選定となった事業計画について国庫補助するものであり、申請額がそのまま保障されるものではない点にご留意ください。

7. 補助対象の範囲

改革先導拠点到における教育改革の取組内容に直接資する経費や、都道府県における改革先導拠点到の取組への支援に係る経費に限り補助対象とします。

施設設備を整備する場合には、本事業により整備する施設設備が事業計画において進めようとしている教育改革の内容と一体不可分である場合に補助対象とします。

これ以外の取組に係る経費は補助対象外としますが、改革先導拠点到が実施する取組に他校の教育関係職員が参加する際に発生する経費（例：改革先導拠点到における公開授業や研修会に参加するための教職員の旅費等）は、改革先導拠点到における取組の普及効果が期待できる場合に限り補助対象とします。

また、上記のとおり、補助対象は教育改革の取組に直接資する経費等となりますので、従来の取組を単に継続する取組⁴やそれに付随する光熱水費等の経常的経費の予算の付け替えは認められませんので、あわせてご留意ください。

8. 審査方法等

(1) 審査手順

本事業の選定のための審査は、文部科学省「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

審査委員会において、各都道府県から提出された申請書等の審査（書面審査およびヒアリング審査（対面又はオンライン））を行い、事業計画の採点及び採否の判定等を行います。

審査委員会は、文部科学省に審査結果を報告し、文部科学省はこの報告に基づき、補助対象となる事業計画を採択の上、申請者に対して、採択又は不採択の結果を通知します。

具体的な審査方法等については、別途定める「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業審査要項」（以下「審査要項」という。）を参照してください。

(2) 委員会による意見

事業計画の選定に当たっては、審査委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求め、又は参考意見を付することがあります。

(3) 審査の観点

審査項目は以下の6項目となります。配点等の詳細は、審査要項を参照してください。

- ①都道府県における課題設定、改革先導拠点の選定
- ②都道府県における推進体制、外部機関との連携・協働、取組・成果普及の方略
- ③改革先導拠点における教育改革の内容、目標設定
- ④改革先導拠点における推進体制、外部機関との連携・協働、取組・成果普及の方略

⁴ マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）、新時代に対応した高等学校改革推進事業、各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業、高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）等による取組を実施してきた学校を申請する場合には、本事業の目的と合致した改革目標を設定し、他校への取組・成果普及が期待できる新たな取組を実施することを求めます。

⑤改革先導拠点における教員の資質・能力向上と持続可能な執務環境の構築

⑥改革先導拠点における教育改革に要する経費の効果的・効率的使用等

9. 申請手続

(1) 提出書類

都道府県は、以下(2)の提出期限までに、①から⑨全ての書類について、編集可能な媒体に加えて、それぞれ PDF 形式にしたデータをご提出願います。

①改革促進事業計画書(様式 1-1、様式 1-2)

②所要額整理表(様式 2)

③施設・設備の整備・活用コンセプトシート(様式 3)

④事業計画の概要資料(様式 4) ※1

⑤地域連携・協働による学力向上・学習支援の取組概要(様式 5) ※2

⑥参考データ整理表(様式 6-1、様式 6-2)

⑦審査委員会におけるプレゼン資料(任意様式) ※3

⑧申請書の修正箇所整理表(様式 7)

⑨記載漏れ等チェックリスト(様式 8)

※1 事業計画の採択後、文部科学省ホームページ等で公表することを想定しています。

※2 【改革先導拠点ごとの具体的計画】(8)の地域連携・協働による学力向上・学習支援の取組概要をまとめた資料を1枚(複数の改革先導拠点において取り組む場合であっても1枚)にまとめていただくようお願いします。

※3 上記8.の審査委員会におけるヒアリング審査の際に用いるプレゼン資料です。

A4横サイズで11枚以下(課題設定や改革目標の設定、推進体制等について2枚、各改革先導拠点について1枚、都道府県単位の計画の修正内容を説明する資料について1枚、改革先導拠点単位の計画の修正内容を説明する資料について1枚を想定)を基本とし、その他参考となる資料を加えて、上限は15枚とします。事業計画の設定内容を端的にまとめた構成としていただくようお願いします。

※4 様式 1-2、2(うち、拠点ごとの積算内訳)、3、4、6-1、6-2、7については、既採択校に係る分の提出は不要です。今回提案する改革先導拠点分のみ提出していただくようお願いします。

(2) 申請期限・提出先

追加第1回申請期限：令和8年8月10日(月)12時 必着

追加第2回申請期限：令和8年9月11日(金)12時 必着

申請先：文部科学省が指定 ※別途文部科学省から案内します。

提出方法：電子媒体 ※紙媒体での提出は不要です。

(3) 留意事項

- ① 事業計画書等の提出書類について、本追加公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差替や訂正は原則として認められません。なお、記載事項に不明な点があれば文部科学省から問合せする場合があります。
- ② 提出書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、記載内容に関する秘密は厳守します。
- ③ 今回の申請に関する問合せ等については、受付期間を定めウェブサイト等を通じて受け付けます。なお、個別の改革先導拠点に関する事業計画に係る質問・相談等（手続等に係る質問等は除く。）は受け付けることができません。

(4) 当面のスケジュール

追加公募開始： 令和 8 年 7 月 23 日（木）

説明会※1： 令和 8 年 7 月 24 日（金）

追加第 1 回申請期限：令和 8 年 8 月 10 日（月）

書面及びヒアリング審査：令和 8 年 8 月中旬頃から 9 月中旬頃

採択発表： 令和 8 年 9 月中下旬頃※2

追加第 2 回申請期限：令和 8 年 9 月 11 日（金）

書面及びヒアリング審査：令和 8 年 9 月中旬頃から 10 月中旬頃

採択発表： 令和 8 年 10 月下旬頃※2

※1 説明会はオンラインで開催します。詳細は別途ご案内します。

※2 申請後、申請件数（学科区分を含み、個別の改革先導拠点名を含まない）を公表予定です。採択発表時は、各改革先導拠点名及び学科名（協力校名及び学科名、都道府県の上限額等を含む）を公表予定です。交付内定後、交付決定までに事業費の再精査を依頼する場合があります。

10. 採択後の事業実施・管理

(1) 事業計画の変更

事業計画を変更する場合には、修正した計画を文部科学省に提出してください。文部科学省は修正された計画について、交付要綱、運営要領又は本追加公募要領等に違反すると認められる場合には、必要に応じて見直しを求めるものとします。

事業計画の変更に当たっては、変更の内容に応じて以下の手続きを行ってください。

①重要な変更（承認事項）

以下のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、事前に理由書を添えて変更承認申請を行い、承認を得ることとします。

ア 事業目的・類型の変更

採択された類型の変更や、事業の基本方針に関わる変更。

イ 推進体制の変更

採択された類型ごとの統括責任者の交代。

ウ 協力校や主要な連携・協働機関（コンソーシアム構成員である中核企業、大学、連携自治体等）の変更または離脱。

エ 他校への普及策の縮小や廃止。

オ 事業の中止または廃止（事業の全部または一部の中止・廃止）

カ 様式2の所要額整理表に掲げる経費区分間の50%以上の流用。

②軽微な変更（届出事項）

上記「重要な変更」に該当しない以下の変更等については、事後の届出（運営要領第2（8）の基金管理事業の実施状況報告にあわせて報告）で足りるものとします。

ア 導入設備の機種変更（様式3の施設・設備の整備・活用コンセプトシートに記載した設備を変更する場合に限る）。

イ 実施スケジュールの調整（事業計画期間内で調整する限りにおいては軽微変更として取り扱う）。

ウ カリキュラムの詳細内容の修正（大枠の変更を伴わないもの）。

（2）事業の進捗状況報告等

文部科学省は、改革促進事業計画の実施期間中、定期的に事業計画の進捗状況に関するフォローアップ調査を行うとともに、成果検証に資する調査等を行うものとします。また、必要と認める場合は、事業計画の実施終了後においても、調査等を行うことがあります。都道府県は、これらの調査等に対して協力するものとします。

（3）財産処分等の制限

事業計画期間中、取得財産（単価50万円以上）については、運営要領第4に基づき適正に管理してください。

令和 7 年度
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業
審査要項

令和 8 年 2 月 13 日
文部科学省初等中等教育局長
(令和 8 年 7 月 23 日一部改正)

「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」(以下「本事業」という。)の公募に申請された改革先導拠点に係る事業計画の採択に当たり、文部科学省に設置する「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)は、本要項に定めるところにより、事業計画の採択に係る審査(以下「審査」という。)を実施する。

I. 審査方法

1. 審査体制

事業計画の採択に係る審査は、文部科学省において開催する外部有識者からなる審査委員会にて行う。審査委員会には委員長を置くこととする。

申請多数の場合には、(別添)で定める複数の分科会を開催することができる。

各分科会には分科会長を置くこととする。

2. 審査方法と採択の決定

(1) 審査委員会(分科会を含む。以下同じ。)は、都道府県から提出された書類による仮評価を実施したうえで、ヒアリング審査により都道府県からの説明を聴取し、改革先導拠点ごとに評価点を確定し、採択又は不採択を判定する。

(2) 審査委員会の書面による仮評価は、以下の流れにより実施する。

- ① 都道府県から順次提出された申請書類等は、準備が整い次第、審査委員会の各委員に送付される。
- ② 各委員は、まず、都道府県から申請された内容(以下「提案」という。)が、Ⅱ. 1. の必須項目を全て満たしているかどうかを確認した上で、Ⅱ. 2. の審査項目ごとに仮評価点をつけ、委員長(分科会長を含む。以下同じ。)に報告する。
- ③ 委員長は、各委員から集めた仮評価結果を確認し、Ⅱ. 1. の必須項目について 1 つでも満たしていない観点がある場合は、各委員への確認・調整を図ったうえで、なお、満たしていないと判断する場合には、文部科学省へ報告する。この場合は、ヒアリング審査を実施せず、不採択とする。

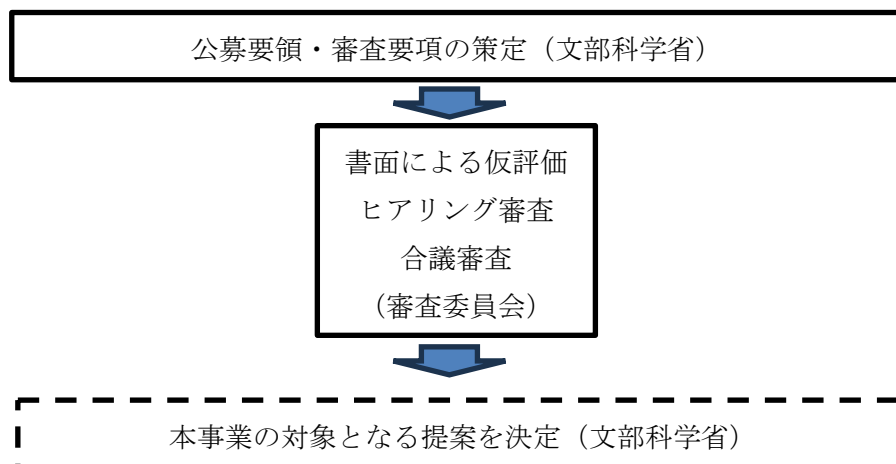
(3) ヒアリング審査による採択又は不採択の判定(以下「本審査」という。)は、以下

のとおり実施する。

- ① 都道府県からのヒアリング審査を踏まえて、各委員は、仮評価を修正することができる。なお、委員長及び委員は、文部科学省に対し、提案の妥当性について意見を聴取することができる。
- ② 委員長は、審査結果について委員と合議審査を行い、各委員の評価や評価の基となった判断の理由等を確認することができる。なお、特定の委員の評価が他の多数の評価結果と大きく異なる場合は、委員長は、当該評価結果に係る委員から、その評価の基となった判断の理由を確認するものとする。
- ③ 審査委員会は、各委員の評価点を審査項目ごとに平均し、最低基準点を全ての審査項目で満たしているかを確認する。
- ④ 全ての審査項目で最低基準点を満たしており、かつ合格基準点を満たしている改革先導拠点の提案について、採択候補として、文部科学省に報告する。
また、審査委員会の場で事業の実施に当たり留意すべき事項が提起された場合は、委員長は、当該事項を併せて文部科学省に報告するものとする。
- ⑤ 全ての審査項目で最低基準点を満たしているが合格基準点を満たさない改革先導拠点の提案及び審査項目のいずれか 1 つ以上で最低基準点を満たさない改革先導拠点の提案については、審査委員会として不採択理由を付して、不採択候補として、文部科学省に報告するものとする。

(※) 最低基準点及び合格基準点は、高等学校等教育改革促進基金等の推進等に係る有識者会議での議論を踏まえ、文部科学省において決定する。

(4) 文部科学省は、委員長から本審査の報告を踏まえ、本事業の対象となる都道府県の提案を決定する。



3. 審査スケジュールのイメージ

<第1回申請から第3回申請に係る審査>

- (1) 令和8年2月13日（金）から公募を行い、3回の締切日进行。
- (2) 初回の締切日を令和8年2月27日（金）12時、2回目の締切日を令和8年3月31日（火）12時、3回目の締切日を令和8年5月15日（金）12時とする。
- (3) 審査については、申請を受理してからおおむね1か月以内で行うこととする。ただし、申請が特定の締切日に集中した場合は、この限りではない。

<追加公募分に係る審査>

- (1) 令和8年7月23日（木）から公募を行い、2回の締切日进行。
- (2) 初回の締切日を令和8年8月10日（月）12時、2回目の締切日を令和8年9月11日（金）12時とする。
- (3) 審査については、申請を受理してからおおむね2か月以内で行うこととする。

II. 審査方針

1. 必須項目

- (1) 以下の観点を全て満たした提案となっているか確認することとする。

ア 「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」(令和8年2月13日付け文部科学省)に沿った高校教育改革を実施するための体制を構築していること。

イ 都道府県として、全ての類型について提案がなされていること。

ウ 都道府県として、改革先導拠点のいずれかで、「地域と連携・協働した学力向上・学習支援」を実施する計画としていること。

エ （指定都市立・市町村立の高校を改革先導拠点に指定する場合）改革先導拠点の設置者たる指定都市・市町村が、都道府県全域の高校教育改革に貢献し、都道府県と一体となって、将来的な都道府県内の高校教育の在り方について検討を行うこととされていること。

- (2) 必須項目の確認に当たっては、以下（表1）に基づき判断することとする。

（表1）必須項目の確認区分

区 分	確 認
○	申請要件を満たしている
×	申請要件を満たしていない

2. 審査基準等

- (1) 委員は、各都道府県の申請書類及び申請内容に係るヒアリングを基に、(表2)に基づき、絶対評価で都道府県単位の評価と改革先導拠点単位の評価を行う。
- (2) 評定は、都道府県単位の評価と改革先導拠点単位の評価を、改革先導拠点ごとに合算して、100点を満点とする。
- (3) 1つの改革先導拠点において、複数の類型を選択する場合は、類型別の評価の観点について、それぞれの類型ごとに評価を行い、その平均点を評価点とする。

(表2) 審査項目及び配点

区分	審査項目	評価の観点
都道府県単位の評価(30点)	都道府県における課題設定、改革先導拠点の選定(10点)	・ 教育委員会事務局のみならず、首長や関係部局、大学等、地域の関係者や産業界等も関わり、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえた、都道府県における人材育成上の課題設定が、明確かつ妥当であるか。 ・ 類型ごとに選定された改革先導拠点の選定理由が、明確かつ妥当であるか。
	都道府県における推進体制、外部機関との連携・協働、取組・成果普及の方略(20点)	・ 教育委員会事務局のみならず、首長や関係部局、大学等、地域の関係者や産業界等も関わる会議体の設置等の継続的な推進体制を構築する、具体的かつ妥当な提案となっているか。 ・ 地域の人材育成方針や課題を共有し、大学等や産業界等とそれぞれの役割分担を明確にして取組に生かすことのできる、具体的かつ妥当な提案となっているか。 ・ 教育委員会において実施する教員研修の実施や教員の人事異動等、改革先導拠点の取組・成果を域内に展開する方略が、具体的に設定されているか。
改革先導拠点単位	改革先導拠点における教育改革の内容、目標設定(35点)	・ 類型ごとに設定した目標を実現するために改革先導拠点で行う教育改革の取組が、当該学校の特色や強みも生かしつつ、具体的に設定され、優れた内容となっているか。

の 評 価 (70 点)		・ 地域の実情も踏まえ、改革先導拠点にふさわしい、新規性や独自性のある内容が設定されているか。 ・ 改革先導拠点における教育改革の取組が、一部の生徒のみを対象としたものではなく、学校全体として取り組む計画となっているか。 ・ 校長のリーダーシップの下に進める、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化、生徒の学びの成果や課題の把握と学校評価等を活用した教育活動の改善への反映、公表の仕組み（生徒・保護者の学校理解促進のための情報の公表を含む。）について設定されているか。 ・ 設定した人材育成上の課題に対して、類型ごとに選定された改革先導拠点における目標設定が、明確かつ妥当であるか。 ※以下、類型別の評価の観点とする。 【アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援】 ・ デジタル技術等の先進的な技術を活用し、地域社会・経済を支える人材として、育成すべき人材像や身に付けさせたい資質・能力等が明確に定められた計画となっているか。 ・ それらを実現するために、産業界等との連携による授業・実習などが継続的な取組としてカリキュラムに反映され、実践的・探究的な学びを実現する内容となっており、その内容に具体性があるか。 ・ 専門職人材育成の魅力を高める計画となっており、域内の中学生や保護者を含めた関係者にその魅力や可能性を発信する取組が計画されているか。
-----------------------------	--	---

		【理数系人材育成支援】 ・ 理数系人材の量的・質的拡大を図るため、理数系分野への進路選択の幅を広げる取組や理数的素養を養う取組を実施する計画となっているか（大学等との連携を含む）。 ・ 理数系の素養の習得又はその拡充を図る学習が確実に行われるよう、新たに取り組む教育内容を既存の教育課程の体系に取り込む計画となっているか。 ・ 文理横断的なカリキュラム編成や、理系を選択する生徒の割合増の実現に向けた取組であることが明確となっているか。 【多様な学習ニーズに対応した学習機会の確保】 ・ 地域の状況・課題や生徒の学習ニーズを具体的に把握・分析し、それらに対応した教育手法・教育内容等を学校のカリキュラム等に反映し、実現する計画となっているか。 ・ 上記の教育手法・教育内容等の実現に必要な設備等の環境整備や、学校間または外部機関との連携体制構築等の取組が適切に計画されているか。 ・ 生徒の興味・関心を喚起し、卒業後の進路選択に資するような工夫のある取組となっているか。
	改革先導拠点における推進体制、外部機関との連携・協働、取組・成果普及の方略（15点）	・ 教育委員会事務局と学校の役割分担、及び各改革先導拠点における担当者の役割分担が、明確かつ妥当に設定されているか。また、必要な人員の増強やコーディネーターの配置など、改革先導拠点において新たな取組を実現する体制が、具体的かつ妥当に設定されているか。 ・ 産業界、首長部局、大学等関係者、地域団体などが参画するコンソーシアム・協議体

		等の継続的な連携体制が確保されているか。その上で、地域の人材育成方針や課題を共有し、それぞれの役割分担を明確にして取組に生かすことのできる、具体的かつ妥当な提案となっているか。 ・ 改革先導拠点と連携する協力校を特定し、連携内容を具体化するなど、成果普及の方略が、具体的に設定されているか。
	改革先導拠点における教員の資質・能力向上と持続可能な執務環境の構築(10点)	・ 改革先導拠点において、教員の資質・能力の向上を目指す方策が、明確かつ妥当に設定されているか。 ・ 既存の取組の縮減や業務の効率化を含め、改革先導拠点の教師が試行的な取組や授業研究等に注力する時間を確保できるようにするための働き方改革の推進の計画が、具体的かつ妥当に設定されているか。
	改革先導拠点における教育改革に要する経費の効果的・効率的な使用等(10点)	・ 提案された教育改革の取組が確実に実行できるよう、教育改革に要する経費が、過大に計上されておらず必要十分であり、実現可能かつ効果的・効率的に使用する計画となっているか。また、改革先導拠点において実施する施設整備等が、提案された教育改革の内容と一体不可分のものであるか。 ・ 本事業が令和7年度補正予算で措置されたものであること等を踏まえて、可能な限り早期の事業実施に取り組む提案となっているか。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 審査委員会の会議及び会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、審査委員会が公開とすることを決定したときは、この限りではない。
- ② 採択された都道府県の提案は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広

く社会へ情報提供することとする。そのため、申請時に公表用の「事業計画の概要資料」（公募要領様式4）を改革先導拠点ごとに提出することとする。

（2）委員について

審査委員会の委員の氏名は、全ての審査終了後、公表することとする。

2. 審査委員の遵守事項

（1）秘密の保持

- ① 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。
- ② 審査委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- ③ 審査資料等は、事業計画の採否の判定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

（2）利害関係者の審査

- ① 審査委員は、審査を担当する都道府県の中に次のいずれかに該当するものがあつたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局高等学校振興課に申し出なければならない。
 - ア 事業計画書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があつた場合。
 - イ 審査委員が所属している都道府県から申請があつた場合。ただし、審査委員が当該都道府県の設置する学校に所属している場合は、当該学校が事業計画書内の改革先導拠点として申請されている場合に限る。
 - ウ 審査委員が過去2年以内に所属していたと都道府県から申請のあつた場合。
 - エ 審査委員が過去5年以内に提案団体である都道府県と取引があり、かつ提案団体から対価を審査委員自身が受け取っている場合。
 - オ その他、提案団体である都道府県との間に深い利害関係等があり、当該都道府県の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合。
- ② 前項のアからエに該当する場合、当該審査委員は当該都道府県の審査を行ってはならない。また、オに該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 審査委員会は、前項の要請を受けた場合は、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

- ④ 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省初等中等教育局高等学校振興課に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

3. その他

- (1) 本要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附則 この要項の規定は、追加公募に係る審査から適用する。

応募多数の場合の分科会の開催について

申請多数の場合には、審査委員会として複数の分科会を開催することができる。その場合、それぞれの分科会で審査を担当する都道府県は下表を基準として委員長が定める。

(表)

番号	都道府県
1	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
2	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
3	新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
4	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
5	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
6	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県